

障害福祉サービス利用者が65歳に 到達した際の手続き等について

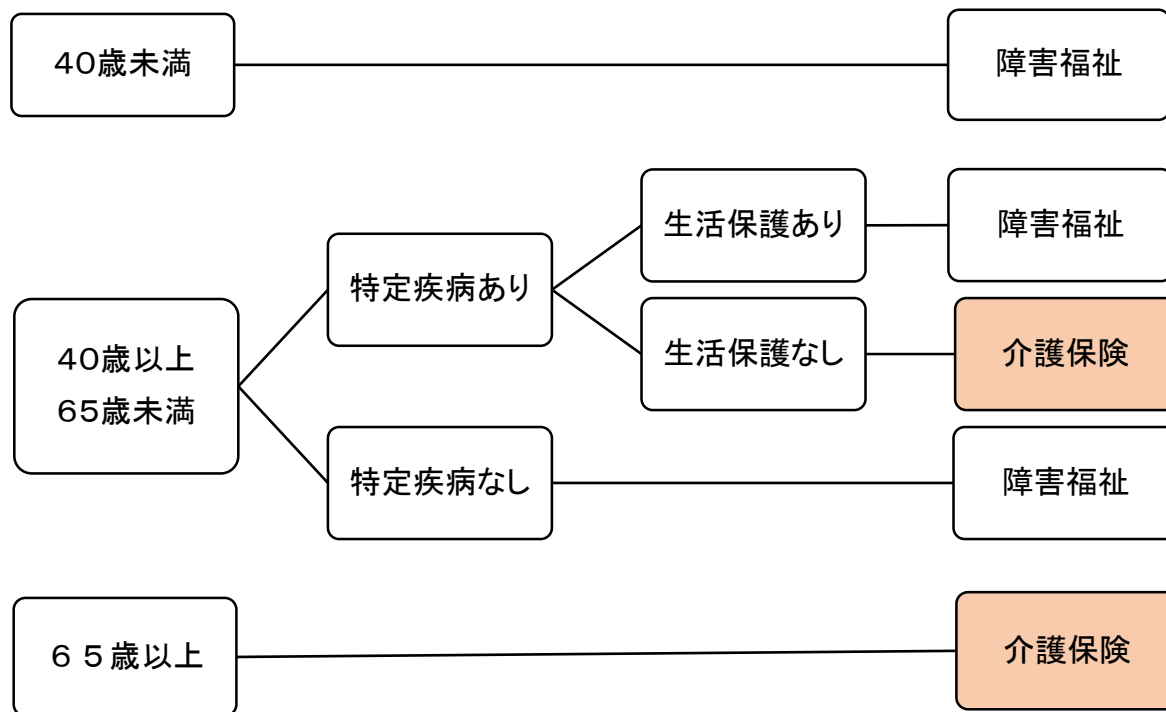
R01.11.18

障害福祉サービスと介護保険法によるサービスの比較

	障害福祉サービス	介護保険法
根拠法	障害者総合支援法	介護保険法
根拠法の目的	障害者が社会の一員として生活できるような政策を実施していくための法律	高齢者の介護を社会全体で支えるために高齢者の介護を行うための法律
対象者	18歳以上の身体、知的、精神障害者、難病患者、18歳未満の障害児	65歳以上の高齢者（特定疾病については40歳以上）
保険料	なし	40歳より負担
自己負担	1割負担だが、負担上限月額有り 非課税者は0円	1割負担（所得に応じる）
サービスの橋渡し	相談支援専門員	介護支援専門員（ケアマネジャー）
サービス決定の考え方	必要性に応じてサービスを組みプランを作成	規定の単位数に収まるようにプランを作成

介護保険サービスと障害福祉サービスの適用関係

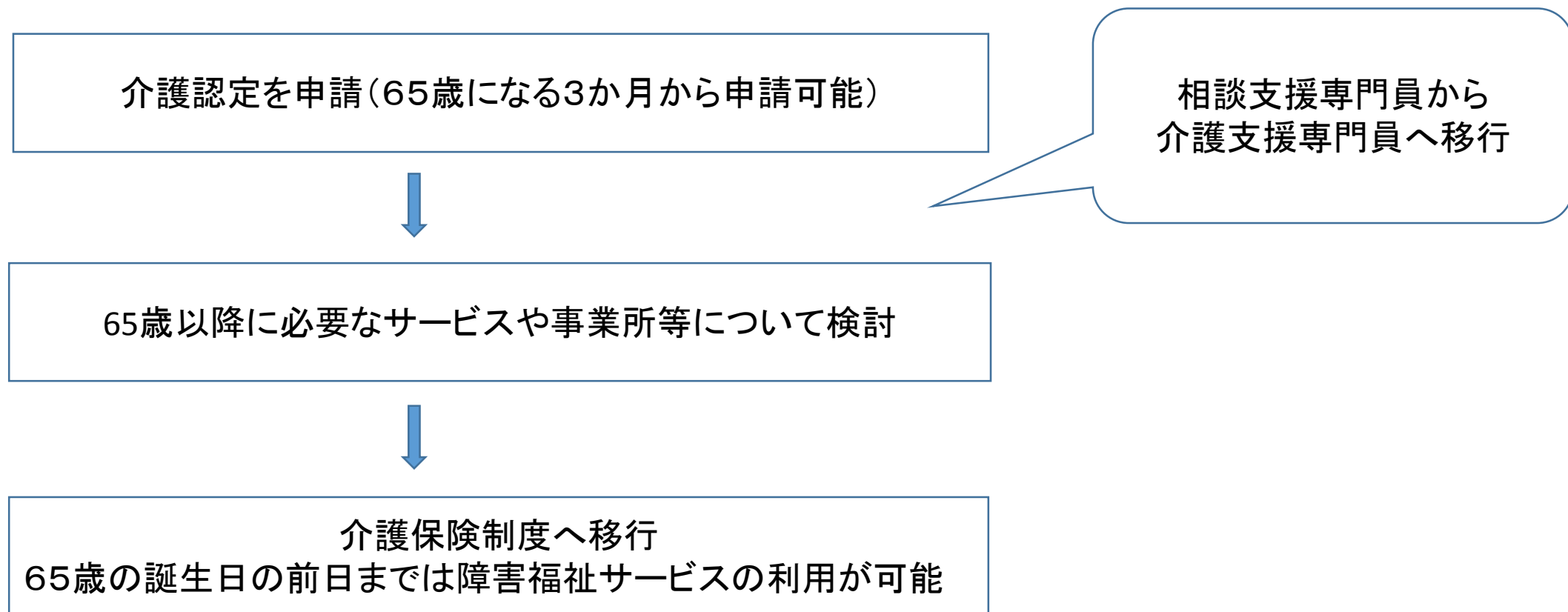
→ 共生型でも介護保険サービスが優先となります



※ 65歳未満で生活保護を受給している場合は、生活保護制度の他方優先の考え方により障害福祉サービスの利用優先になります。

介護認定の取得

※共生型の事業所を引き続き利用している場合でも、65歳到達前に介護認定が必要



相談支援専門員から介護支援専門員にかわった際は...

- ・ 障害福祉サービスの事業所は障害分野について詳しく、介護支援専門員は介護保険について詳しい
- ・ 幅広い世代にサービスを提供することは切れ目のない支援となるが、一方で支援者にも更なる知識が必要となる

→ 共生型のメリットでありデメリット

- ・ 障害福祉サービスと介護保険によるサービスは根拠法が違う = 考え方が異なる
基本情報の引継ぎのみならず、お互いに当たり前だと思っている知識や支援の方法や目的等についても共通の理解が必要
- ・ 共生型サービスを活用し、引き続き同じ事業所を利用する場合であっても、本人にとってより良い支援について改めて考える必要がある

個別支援計画等も
活用していく